

第8回あま市成年後見制度利用促進協議会議事録（要旨）

日時：令和7年2月28日（金）

午後1時30分から午後2時12分まで

場所：あま市役所 2階 E会議室

出席者：委員6人、オブザーバー1人、事務局4人、関係職員5人

1 あいさつ

吉田会長より

2 議題

(1)第2次あま市成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について

（資料1、2）

事務局

令和6年度から第2次あま市成年後見制度利用促進基本計画がスタートした。同計画は、第3次地域福祉計画と一体的に策定しており、地域福祉計画にも権利擁護に関する目標を挙げていることから、これもふまえて進捗状況を報告した。

第3次地域福祉計画について、「重点施策3 福祉相談窓口の機能拡充」として、③に権利擁護支援の充実を挙げ、審判申立て件数と法人後見受任件数について数値目標を掲げた。令和6年度の目標値は、審判申立て件数を5件、法人後見受任件数を3件としており、法人後見受任件数は延べ件数を想定している。本日時点での実績を報告した。

審判申立て件数について、令和6年度に家庭裁判所へ申立て書類を提出した件数は後見類型4件と保佐類型2件を合わせて6件となった。これは全て市長申立ての件数である。親族申立ては現状0件だが申立て支援を進めているものもあり、年度内に完了したら件数は増えると思われる。

法人後見受任件数については法人後見担当から説明する。

社会福祉協議会

最初に資料2の内容に訂正がある。近隣市町村社協の状況の愛西市について、事業所名を『愛西市権利擁護センター』と記載したが『愛西市権利擁護支援センター』である。また、同市の中核機関等は行政と社協とで行っている。

実績について、令和5年度より法人後見を開始し、サポートあまでは資料の

とおり 4 件受任している。他に、日常生活自立支援事業を利用している方の後見等候補者事情説明書を 1 件提出している。

後見業務を行う中で、「相談できる人が増えて安心した」と言っていたき面会を重ねると表情が明るくなったり、各機関と連携して就労継続支援 B 型事業所等を利用するようになって、楽しそうに生活される姿を見ることができたりすると励みになる。しかし、一人ひとりの生活歴や財産状況が違うため、その方に合わせた支援を行うのは時間がかかる。対応に迷うこともあり、研修などを受講したり、運営委員会委員の方々に意見や助言をもらったり、上司も含めて相談や情報共有をしながら行っている。

資料には昨年 7 月に近隣市町村の中核機関に聞き取った内容を加えた。法人後見を受任しているのは稲沢市成年後見センターと海部南部権利擁護センターで、後者は市民後見人の養成のためにも受任件数を増やしているとのこと。

本会も意思決定支援を丁寧に行いながら進めていく。

事務局

第 2 次あま市成年後見制度利用促進基本計画について、第 4 章計画の施策と事業の部分で基本項目を「(1)権利擁護支援が行き届くための普及と理解促進」、「(2)権利擁護に係る相談支援体制の充実」、「(3)権利擁護を通じた地域づくりのための体制整備」の 3 つ掲げている。

計画策定時に新たに取り組もうと考えていることについて、おもに 2 点挙げていた。1 点目に②専門職団体との連携体制の整備における三士会以外の士業団体と連携体制を構築すること、2 点目に③法人後見の担い手の確保・育成にも関連して、④市民後見人の養成について海部圏域で進めていくことを明記して地域で支えるしくみづくりにつなげていくことである。

1 点目について、今年度の進捗はないが、具体的には社会保険労務士会へのアプローチを進めていきたい。利用支援を進める中で、労働・社会保険や年金に関する専門家である社会保険労務士の力も借りることができれば、より本人の状態に適した権利擁護支援の実践に繋がると考えることがある。適切な受任調整を行うためにも連携体制を構築していきたい。

2 点目について、法人後見の受任開始から 2 年目となり、受任調整時に法人へ繋いでいく流れが見えてきた。今後も担い手の確保・地域づくりの観点から、市民後見人の養成についても体制整備が必要となる。市民後見人の養成についてはこれまでも報告してきたが、その振り返りと今後の方向性は議題(2)にて報告する。

その他計画の取組状況等については表の令和 6 年度進捗を確認されたい。

委員

令和6年度の認知症の保佐類型の方について、元々日常生活自立支援事業を利用されていたが、このような方は誰がどう支援してどのように繋がるのか。

社会福祉協議会

この方は金銭搾取がみられ、ケアマネジャーから地域包括支援センターに相談があり、日常生活自立支援事業の利用に繋がった。当初から施設入所を視野に入れており、成年後見制度利用を進めた方がよいとなり法人受任に繋がった。

委員

日常生活自立支援事業を利用するときは、本人の判断能力や利用意思の確認ができ、本人の意向があつての利用だったか。

社会福祉協議会

短期記憶に障がいはあるが意思はしっかりしていたため、本人の要望も受けて利用に至った。

委員

法人後見のことで、キャパシティについて業務の中で重たいか、もう少し受け入れられる状態か、実情をふまえて教えていただきたい。

社会福祉協議会

今は4件で5件目が入ってくるタイミングで、厳しい状態である。法人後見は社協独自でスタートしているが、受任して家庭裁判所から審判される事務費の部分も我々には入ってきていない。

人員は当初2人で始めたがそれでは厳しく、今年度は3人でやっている。3人の事務量としても他業務が多くあり、掛け持ちでやっている。現状は時間外になることもあり、現場に行くことも多く、サポートをさせていただいている方々に迷惑をかけることがあつてはならないため、我々はどこまでが限度なのか、どこまでで区切りをつけるのか、今後の課題として考えていく必要があり、相談しなくてはいけないと感じている。

委員

法人後見受任数を増やしていく中で、予算やどの程度の力を割けるのかなど、中核機関で検討していかなければならないと思っており、具体的な現場の状況を知れてよかった。

(2)市民後見人の養成について（資料3）

事務局

これまで市民後見人の養成に関しては海部圏域で事業化できるように協議するとしていたが、愛知県が令和6年度から基礎研修・実践研修部分を実施するため、最低限の研修を各自治体で進められるようになった。

県の研修では市町村に期待される役割として資料のとおり6点示された。これを受けて海部圏域では、修了者に対してフォローアップ研修が必要になることを共通認識とし、スケールメリットの観点などから引き続き海部圏域で実施できるように検討していくこととしていた。

その後、令和6年11月7日には第6回目の海部圏域の担当者打合せを開催した。この時は県研修修了者の活躍の場に対する意向の変化や、最終申込者数と今後の展望を圏域内で共有した。

各自治体が想定する活躍の場は資料の表のとおり。あま市では以前の報告同様、日常生活自立支援事業の支援員を想定している。後見人として活躍するには相当の責任が生じるため、同事業の支援員として金銭管理部分の実働を担うことでイメージを持ってもらい、経験を積んで段階を踏みながら、中核機関として市民後見人に推薦できる状態に繋げていく方向性である。

研修申込者数について、あま市では中核機関職員や福祉施設勤務者を含めて21名の申込みがあった。他自治体をみると大治町は3名、愛西市は6名となった。海部南部権利擁護センターについては、令和6年度の県研修を実施しないとのことで申込者数も0名となっている。愛西市では研修説明会を開催したようで、来年度以降あま市でも広報の場を広げて興味のある人等を集めていく。

今後の方針として、県研修の受講者数は自治体によって差が大きく、修了者数の検討がつかない中で修了後の研修企画等の検討は進まなかった。海部圏域以外の自治体にも情報収集しながら体制を整えることで合意した。

本打合せは市民後見人の養成を海部圏域で進めることを目的として開催してきたが、それに留まらず成年後見支援業務全般に関して海部圏域で連携していくために情報交換会として開催を続けていくことになった。

海部圏域での次回打合せは3月5日に開催予定である。修了者の人数を共有した上でその後の研修の実施体制や活躍の場に繋げる流れを検討する。その際、

成年後見制度体制整備アドバイザー派遣事業を活用して先進自治体の方を派遣してもらい、市民後見人の基本的考え方や要綱整備、研修体制などの助言をいただく。

最後に、あま市の県研修受講者状況を報告した。県の研修は10月から開始し、レポート提出期限が1月24日、講義動画視聴期限が1月31日で受講期間が終了した。市では受講者の動画視聴状況を把握することはできていないが、レポート提出が完了しており、効果測定を基礎研修・実践研修ともに合格となっているのは、2月3日時点で11名となっている。この中には一般市民と思われる方も含まれている。

11名のうち1名が事務局職員で、受講した率直な感想を共有した。研修のボリュームが大きく相当な時間を要したため大変で、一部を除きオンデマンド学習となるため、学習を進める中での疑問点等をその場で共有できないことが不安要素となった。受講者同士で顔を合わせることができる場があれば不安感の解消等になるだろうと思われた。今後、県がいつまで研修を開催するか不明だが、受講の感想等を県にフィードバックすることで、一般の方も受講しやすい研修にしてもらえるように働きかけていく。

委員

11名が修了したとの話だったが、その内訳をもう少し詳しく教えていただきたい。また、研修は動画の視聴が必要とのことで、各受講者が自宅にてパソコンで受けるのが基本かと思うが、例えば市役所等で複数名が同時に視聴できる場があれば良いと考えられるため、今後検討していただければ。

事務局

11名の内訳は一般市民と思われる方が1名、中核機関職員が5名、ほか5名が福祉施設等に勤務されている福祉関係者の方である。

研修が始まる前に海部圏域で打合せをした際にも、動画視聴が環境的にできない方や他の人と一緒に受講することを希望する方へどのように対応していくのかは課題にあった。今年度はそれぞれで受講する形になったが、今後のサポート体制としては環境調整も次年度以降取り組んでいきたいと考えている。

委員

最初の申込者21名の中で一般市民の方は何名いたか。

事務局

一般市民と思われる方は3名だった。

委員

ここまでの協議をふまえ、名古屋家庭裁判所からコメントをいただきたい。

名古屋家庭裁判所

市民後見人等養成研修の話があった中で、私も裁判所から研修で1コマ持たせていただいていたため、受講状況や感想は大変気になっていた。また、シラバスを見たときに、やはりボリュームがある内容だと思っていたため、その中で何名の方が受講を修了されるか大変関心をもっていた。

オンデマンド配信が中心ということで、なかなか質問ができないことや、そもそも時間の負担が大きいのではないかという話もあり、今後も家庭裁判所として市民後見人等の養成研修へ協力をさせてもらうことになると思うため、参考になる話をありがとうございました。

法人後見の話にも繋がるが、後見人等自体の人材確保が喫緊の課題となっており、法人後見、市民後見人の登用に向けて、家庭裁判所は非常に高い期待を寄せている。今後もしることができれば、協力させていただきたい。

3 第9回あま市成年後見制度利用促進協議会の開催

(次回は令和7年9月頃に開催予定)

4 その他

(事務連絡等はなし)